

速記録（平成一二年二月二四日 第三〇回口頭弁論）

事件番号

平成四年(ワ)第二〇七五号・平成五年(ワ)第二二二五号・平成六年(ワ)第二三〇

八号

証人氏名 田 在 鎮

原告ら代理人（中田）

初めにあなたの身上等についてお伺いします。あなたの最終学歴はどうなりますか。

一九七七年に高等学校を卒業して、そのあと独学で臨床病理士の国家試験に合格しました。

現在、臨床病理士としてお勤めということですが、具体的な勤務先は何というところですか。

順天郷医科大学に勤務しております。

家族構成はどういうふうになりますか。

妻と二人の娘がおります。

それでは浮島丸事件のことについて順番に伺っていきます。あなたが浮島丸事

件について初めて知ったのはいつごろになりますか。

一九九三年七月です。

それはどなたから聞かれたんですか。

青森県むつ市の下北地域文化研究所所長である斎藤作治先生から聞きました。

その方は「アイゴの海」という本が出てるんですが、その発行人の方で間違いないですか。

はい、そうです。

青森に行かれたのはどういういきさつだったんですか。

六ヶ所村の核施設を視察しに行ったときです。

そうすると、あなたはもともとは核の問題にも関心がおありだったということですか。

はい、そうです。

斎藤さんのほうからはこの浮島丸事件についてどんな説明をされましたか。

下北地域で軍事施設に投入されていた韓国人たちが、終戦後に帰国す

るときに乗った浮島丸が沈没して、多くの死傷者を出した事件として聞きました。

それを聞いて、あなたはどのようなふうに思われましたか。

日本は戦争の過ちに対して反省がないなというふうに思いました。

その後、あなたは韓国のほうで、浮島丸爆沈真相糾明会を結成されたんですね。
はい、作りました。

あなたが代表者ですね。

はい、そうです。

この真相糾明会を結成したのはいつごろですか。

九三年七月に準備委員会を発足させ、九五年一二月に創立大会を持ちました。

そうすると、青森で初めて事件のことを聞いて、間もなく準備会を結成されたと、こういうことですか。

はい、その後すぐ始めました。

この真相糾明会の目的は何ですか。

本会の定款がありました、その定款に目的が書いてありますのでそのとおり申し上げますと、本会の定款第三条に、本会の目的は、太平洋戦争当時日本に強制連行され、労働中に、一九四五年八月二四日、帰国途中の浮島丸が爆沈した事件の真相を糾明し、日本政府の謝罪と賠償を引き出すことにより、誤った歴史を正し、アジアに平和を定着させるところにあるというふうに明示しています。

この会の会員は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

一〇〇名余りになります。その中で六五名が生存者であり、この本件の原告は一六名です。含まれています。

今、生存者ということは、事件に遭われて現在生存している方ということですね。

はい、そうです。

その他の会員の方というのはどういう方がなっておられるんですか。

会員の資格について申し上げます。韓国人はもちろんのことですが、韓国人でなくても、この真相糾明をし、賠償を引き出すということ、

思いを同じくする人ならば国籍を問わずだれでも会員になれます。

現在六五名の生還者の方が会員になっておられるということですが、以前はもう少し多かったんではありませんか。

私が発掘した生存者の中から四人の方が亡くなりました。

そうすると、四人が亡くなられて現在の生存者の数が六五名ということですか。
はい、そうです。

甲A第七七号を示す

これは生存者の会員の住所録ですね。

はい、そうです。

これによれば六一人の方しかないんですけれども、それと今の六九ないしは六五との関係はどうなりますか。

今の資料は最終的な資料ではなく途中の資料であるから、人数がその後増えたわけです。

この真相糾明会の本部というのはどちらにあるんですか。

忠清南道天安市にあります。

真相糾明会は、主にどのような活動に取り組んでおられるんですか。

一九九三年から生存者を発掘して個人記録簿というのを作成しております。そして、その事件の発祥の地である下北半島に行つて、現場の現状を踏査というのをして来ました。そして真相糾明と賠償がなされるよう、両国政府に働きかけております。そして、同じようないわゆる戦後問題のそういった集會に参加し、そこでこういうビラまきとか、そういう働きをしております。そして日本のいろんなところで、この青森とか東京、そして舞鶴、そちらのいろんなところの活動してる人たちと連帯をしながら、八月二四日は合同慰靈祭を行っています。そして一九九五年一二月、この創立したときなんです、全国の生存者、いわゆる生還者たちを集めて合同証言大会を行ったこともあります。そして新聞やテレビを通してこの事件を広く知らせる、そういう働きをしました。そして生存者を中心としたドキュメンタリーの番組を作つて八月に放映しております。そして下北地域文化研究所が出版した「アイゴの海」の韓国語版を出刊しました。以上、簡単に申し上げます

ました。

ドキュメンタリーを放映された八月というのは何年の八月ですか。

九九年八月です。

後出の甲A第八〇号証を示す

これが今韓国で出版したという書籍になるわけですか。

はい、そうです。

この中に写真が何枚か出てきますので、今いろいろな活動を説明していただきましたけれども、写真を見ながらちょっと説明をしてください。写真の最後から三枚目、この写真はどんな場面の写真ですか。

九五年、つまり降伏五〇周年の八月一五日に、証言者たちと、天安の独立記念館前での初めての集まりの写真です。

右側の後ろのほうに立っているのがあなたですか。

はい、そうです。

左から二番目の女性が通訳人の方ですか。

二人目が向井みどりさんです。

続いて最後から二枚目の写真を見てください。この写真はどのような場面ですか。これは一九九五年、初めて合同慰霊祭を韓国で行なったときの写真です。これは、清州大学の舞踊科の大学教授が、亡くなった方々の霊を慰める踊りを踊っている写真です。

じゃ、最後の写真について説明してもらえますか。

これは一九九五年一月二日、天安の市民会館で、初めての全国の生存者の合同証言大会のあとの写真です。

九五年一月二日という垂れ幕が後ろにかかっているのが確認できますね。

はい。

この日に設立大会も行われたということですか。

その証言大会を終えた後にその創立大会をしました。

この本の内容ですけども、どういう内容で構成されているんですか。

まずは、主には「アイゴの海」のほうの内容をそのまま翻訳したものです。そこに新たに私が面談した生存者の証言を追加として載せました。そして下北地域に現状を踏査に行ったときの写真などを追加に

載せました。そして、最後に韓国の真相糾明会のこの事件に対する評価というもの、真相糾明会が評価として結論を出した部分を私がまとめて書きました。

この甲A第八〇号証の二三ページから「アイゴの海」の翻訳になるんですね。

はい、そうです。

二三ページから一三一ページまで。

はい、そうです。

それから一三二ページから一七九ページまでが、あなたが調査した記録の一部をまとめたものなんですね。

はい、そうです。

一八一ページから二四九ページまではどういう内容ですか。

これは下北地域文化研究所の「アイゴの海」の内容から翻訳して載せた部分です。

それから二五一ページ以降はどういう内容ですか。

これ、浮島丸事件の全般的なことの事件の評価を書いたものです。どなたが評価したということになるんですか。

整理は私がしたんですが、我が真相糾明会で内容につきまして検討しました。

そうすると、糾明会としての見解をあなたがまとめられたものというふうに理解してよろしいですか。

はい、そうです。

真相糾明会では、韓国政府に対する働きかけはやっているんでしょうか。

はい、しております。

具体的にはどんな活動に取り組んでおられますか。

韓国政府に対して、この事件に対する資料を日本政府から取り寄せるよう求めています。そして大統領に嘆願書も出しました。そして国会に陳情書も提出しました。そしてこの事件について韓国の国政監査というところを通して監査するように申し立てました。

他方で、日本政府に対する働きかけはやっておられますか。

九六年六月に、駐韓日本大使館を通して、資料の公開とともに、賠償請求書というものを提出しました。

その請求書の内容は主にどういうことを求めているんでしょうか。

まずはこの事件について謝罪してほしいということです。真相を糾明してほしいということです。実質的な賠償をしてほしいということです。そして、犠牲者たちに対しての追悼事業をしてほしいということも要求しました。

遺骨の問題については触れておられないんでしょうか。

遺骨返還については、三つ目に強調して、やはり要求しました。

それに対して日本政府のほうから何らかの回答というのはこれまでありましたか。

今まで日本政府からは何ら答えはありません。

韓国内では、浮島丸事件というのは、一般的に世論の歴史ではどういうふうな事件として受け止められているんでしょうか。

この事件について知った市民たちは、天も人も許すことのできないよ

うなひどい事件だというふうに言います。このような事件が再発しない、それを防止する、そういう次元でこの事件は必ず真相糾明されなければならぬということと、この日本政府の公式的な謝罪と共にこの事件が解決しないのなら、韓日の誠なるそういう交流はありえないというふうに言っております。

あなたは日本でもいろいろと活動はされてますね。

はい、活動しております。

甲A第七五号証を示す

これは九八年八月二四日、舞鶴で開催された浮島丸事件シンポジウムに関する報道記事ですが、このシンポジウムにあなたも出席されましたね。

はい、参加しました。

そのほかに、あなたはこれまで日本ではどのような活動をされて来られましたか。

いろいろ日本に何度も来て活動しました。まず青森のほうに五回現状踏査をしました。そして東京の祐天寺のほうに行って参拝をし、そし

て遺骨の状態について質問したりしました。舞鶴でも現状調査を何度もしました。そして、このように、私はまた、日本の活動家たちとも連帯して活動して来ております。

続いて、あなたの調査された個人記録簿について伺っていきます。

甲A第七八号証を示す

これは浮島丸事件の生存者に関する調査の結果をまとめたものに間違いありませんか。

はい、間違いありません。

この資料を作成されたのはどなたになりますか。

私がしました。

これはどういう目的で作成されたんですか。

浮島丸事件の真相糾明、浮島丸事件の生存者である人の証言を記録しております。いつかは明らかにされるであろう歴史の真実のために、そのときに用いられるようにという思いから作りました。

この記録を残す対象となったのは生還者の方に限定しているんですね。

はい、生存者だけが書かれています。

これはいつごろから作成し始めたんですか。

記録の日時をちょっと調べてみます。九四年九月から生存者の取材を
始めました。

これは六一人分私のほうで裁判所のほうに提出してるんですけども、あなたが記録しているのはこの六一人分がすべてですか、ほかにもあるんですか。

私が記録を今現在持っているのは六九名分です。

一番最近、記録を作られたのはいつごろですか。

最後にとにかく、今から一番最後の方は、九九年一月に記録して
います。

こういう調査というのは、そうすると、今後もお継続していく予定である
というふうに聞いてよろしいですか。

はい、そのとおりです。

この調査の場所はどいうところで行なったんですか。

生存者の方の家です。

直接尋ねて行って聴き取りをされたということですか。

はい、私が全部探して、訪ねて行って聴き取りしました。

あなたが一人でなさったんですか、それとも何人かの方と一緒に訪問したんですか。

ほかの方々と共にこの事実を客観化するために、記者とか会員の方とともに行って取材したのがほとんどです。

ちなみに今日通訳していただいている向井さんも一緒に行ったことがあるんですか。

韓国にいるときに、私を知る限り、数回一緒に行きました。

この資料を作るときにはどんな方法で残していったんでしょうか。

主にインタビューをしましたが、その内容をビデオで撮影したり、メモ、写真、そして録音をしました。

そういう資料というのは今でも保管しておられるんですか。

はい、保管しております。

そういうもとの資料をもとに、この調査表を一つ一つまとめていかれたと

いうことですか。

はい、そうです。

平均的なことで結構なんですけれども、一回、一人の方のインタビューにどれくらいの時間がかかりましたか。

平均しますと約五時間ぐらいはしましたけれども、場合によっては何回も、数回行ってインタビューしました。

この個人調査記録は、日本政府のほうには提出したということはあるんでしょうか。

駐韓日本大使館に賠償請求書を出すときに一緒に参考資料として提出したと思います。

それは時期はいつごろか分かりますか。

九六年六月一二日です。

この個人記録簿からうかがわれる事件の受け止め方、理解について確認をしていきたいと思えます。浮島丸に乗り込んだ人の数としては、どのような数が挙がっていますか。

五〇〇〇名から七〇〇〇名ぐらいだというふうに考えています。

事件によって死亡した人の数についてはどうですか。

三〇〇〇名から五〇〇〇名ぐらいは死んだというふうに考えます。

爆発の原因については生還者の方はどういうふうに答えておられましたか。

生存者の方々は、これは米軍が投下した機雷による爆発ではないというふうに考えています。何らかの爆発物による爆発だというふうに考えて結論を下しています。

それにはどんな根拠があるんでしょうか。

浮島丸は舞鶴湾に入るときには安全航路に従って入ったということです。そして浮島丸が爆発するときは、既にこの船は完全に停止していたということ。そして水柱は全然見たことがないということ。そして爆発音が二、三回連続して聞こえたということ。そして爆装置を見て、それを除去しようとした韓国人がいたということです。そういった具体的な根拠に基づいてあなたがインタビューされた生還者の方は、蝕雷というふうな考えに立っていないと、こういうことですか。

はい、そうです。

補償についても質問をされておられますが、韓国政府から補償を受けた生還者の方はいらっしゃいますか。

いいえ、全然ありません。

この韓国政府からの補償がないことには何らか理由があるのでしょうか。

多分、恐らく、この事件は終戦後に起きた事件であるので、日韓協定の補償の対象外であるというふうに考えているからではないかと思えます。

あなたがインタビューを通じて確認された生還者の方々の生活状況、どんな生活をされておられたんでしょうか。

生存者の方々は今大変ご高齢なものですから、とても健康的に弱いです。そして経済的にも大変苦しい状況にあります。そして生存者の方々は、少なくとも自分たちは命だけは救われたが、同じ同僚が死んでいるということに対して、ご自分たちが申し訳ないというふうな思いでいます。そして今では、せめて、生きた形では帰れなくても、遺骨

という形であっても、故国で安置されることを願っております。

高齢の方が多いということですが、設立以来、先ほどのお話ですと四人の方が亡くなっておられるんですね。

はい、そうです。

日本での裁判のことについて少し伺います。日本で行われている浮島丸事件についての訴訟が、韓国の国会で取り上げられたことがありますか。

はい、あります。

去年の一〇月一五日に国会で質疑が行われたんですね。

はい、そうです。

甲A第七九号証を示す

これが去年一〇月一五日に韓国の国会で質疑応答された内容に間違いありませんか。

はい、そうです。

このハンゲル文字の資料はどなたがまとめられたものなんですか。

私が、インターネットから引き出して、タイプでその内容を打ったも

のです。

インターネットで国会での質疑というのが韓国では取り寄せられるようになってくるわけですね。

はい、そのようになりました。

具体的には韓国政府はどういうふうな回答をしていたんでしょうか。

韓国政府としては、日本政府に対して、この関連の資料を要求しております。そして京都地方裁判所でのこの裁判の過程の推移を注視しているということです。そして、今後より詳細な資料を提供してくれるよう、日本政府に働きかけるという内容でした。

この訴訟の原告になっておられる生還者の皆さんの思いというものは私たちのほうは把握しておるんですが、原告になっておられない生還者の方、あなたがインタビューされた生還者の方は、日本政府に対してどんな思いでいらっしゃるんでしょうか。

前、陳述しましたように、まずはこの事件を認める、そして、それを認めて真相を糾明し、謝罪をし、遺骨を返還し、実質的な賠償をし、

追悼事業をせよという、同じような思いです。

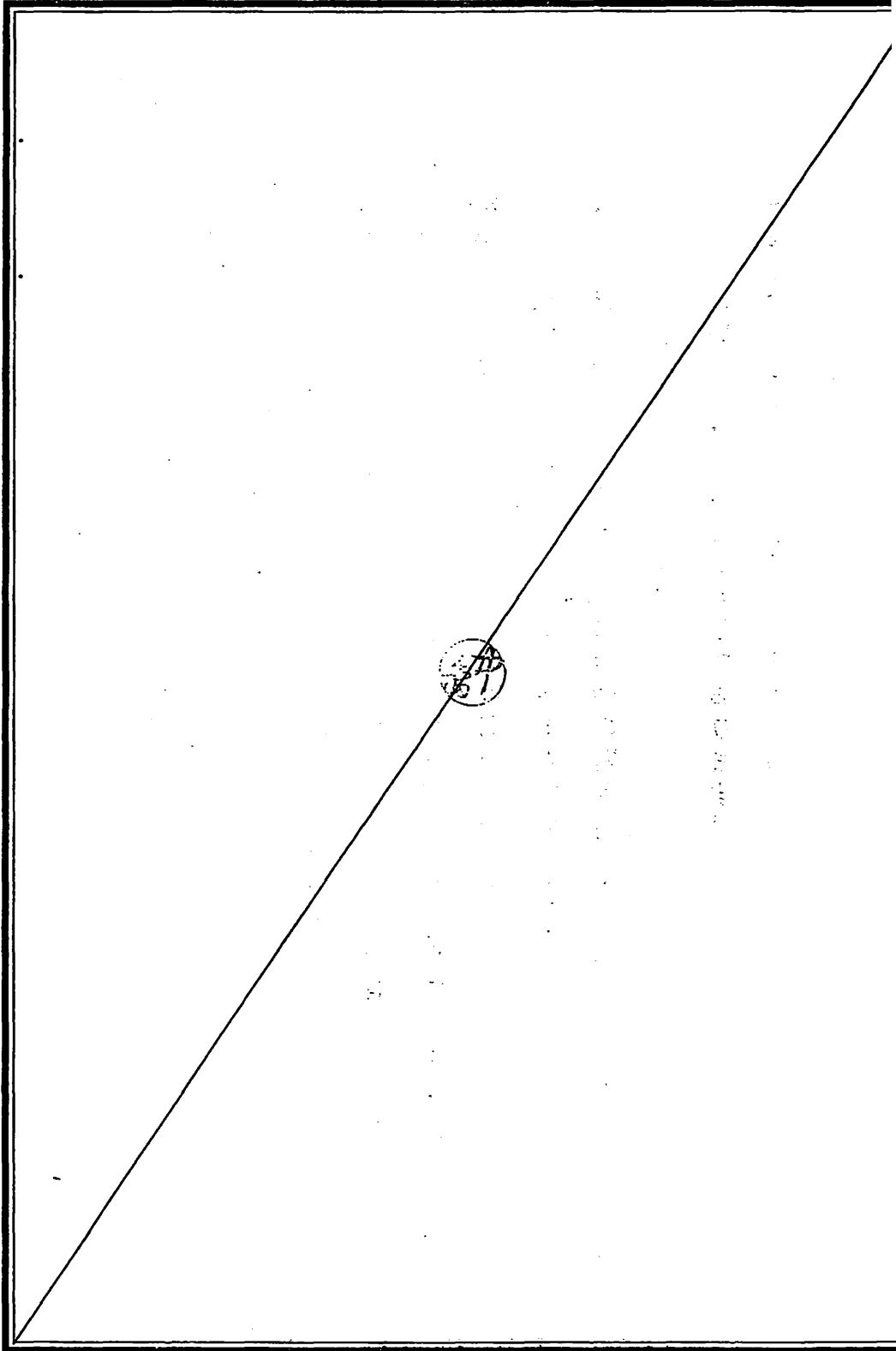
それから、生還者以外の亡くなった方の遺族から話を聞かれたことはありますか。

はい、聞いたことがあります。

事件で亡くなった人の遺族の方は、どんな思いでいらっしゃるのでしょうか。

特に遺骨返還についての思いなんですが、遺骨を返還してもらいたいという思いはあります。しかしながら、この骨が、実際、分骨ということ、実の自分の父母の骨ではないというふうに思っています。それでこの遺骨を、先ほど言いましたように、返還してもらいたいという思いはあるんですが、やはり今ちょっと戸惑っているところなんです。そしてある遺族においては、これを持って帰っても、この遺骨を安置すべき墓地を作るお金がないから、困っているというふうに思っていることも事実です。

(以上 中島 ケイ)



原告ら代理人（中田）

今、分骨というお話がありましたけども、この事件の犠牲者の遺骨が分骨として保管されているということは、今日韓国内ではよく知られているんじゃないか。

この事件に関係する人たち、運動したりしてる人たちの間ではそういう状態であるということはよく知っております。

一九七〇年代の初めごろに、何回かにわたって一部の遺骨が返されていますが、その当時、遺骨の返還を受けた人たちが、分骨という事実を知らされていたかどうかについて、あなたは御存じでしょうか。

私はそのことについては調べてもないしよく分かりません。

今後、先ほどのお話ですと、この事件の関係者からの聴き取り調査を続けていく予定だとのことでしたね。

はい、続けてやるつもりでおります。

対象を広げるとかそういうことは考えておられるでしょうか。

対象者を全国的により広めて、そしてまた北にも浮島丸に乗ったと

いう人がいたと聞いておりますので、そちらのほうも調査したいというふうに思っております。

北というのは朝鮮民主主義人民共和国ということですか。

はい、そうです。

そういう提案というのは、具体的に公的に提案されておられるんですか。

韓国のほうの生存者の証言で、北にもそういう人がいるに違いないという話がありましたので、北のほうにそういうことを提案したことがあります。

具体的にはどういう機関に提案されたんですか。

在日の活動家たちに、共同で北のほうも調査したいということ提案したことがあります。

韓国政府のほうにそういう案を伝えたこともあるんですか。

はい、言ったことがあります。

それに対する何らかの政府からの回答みたいなものは頂いているんでしょうか。

政府のほうからは、具体的に共同で調査団を構成するときには、政府側にそれを知らせてほしいということをお願いされました。

先ほどから、日本国政府に対して、真相糾明とか資料の提出を求めているというお話ですが、死没者名簿という資料があるのは聞いておられますか。

はい、そのような名簿があるということは知っております。

その名簿がいまだに全面公開されていないということは、聞いておられますか。

はい、私もこの資料が全面的に公開されていないということを知っており、またこの関係者たちも知っております。

後出の甲A第八一号証を示す

国から昨年一〇月に開示を受けた死没者名簿、この名簿には、職種、氏名、生年月日、本籍地、それだけの個々人の記録が名簿として載っていますね。
はい。

ところが、開示されているのは氏名だけ、しかも創氏改名の日本名だけ、こういうものを見て、日本国がこういうものしか公開していないということにつ

いて、あなたは率直にどんな感想をお持ちですか。

五〇年が過ぎた今の時点で、このような資料しか見せてくれないことに対して、大変遺憾に思っております。最小限度この名簿ぐらいは正確にしたものを公開すべきではないでしょうか。……
最後の質問になりますけども、あなたが真相糾明会の代表者として、この事件にいろいろ取り組んでこられた御経験を踏まえて、この際裁判所のほうにお話ししておきたいことがあったら、簡潔にお話ししてください。

幾つか申し上げたいと思います。私は韓国の真相糾明会の会長です。どうか我が真相糾明会が要求する関連資料を全部提供していただきたいと思えます。人道主義の次元から、この事件の諸般問題、つまり韓国人の強制連行から始まって、浮島丸事件、そしてその事後処理に関する不当性などについて、包括的にすべてを含めて究明されるよう、皆さん日本が取り計らっていただきたいというふうに思っております。そして、その被害者たちに、その被害者の当人たちが納得できる金額の賠償が行われるようお願いしたいと思います。

裁判官（田邊）

このような私が申し上げるようなことは、戦争が再発しないことを願う韓国と日本の両国民の願いでもあります。私が今まで、証言したこと以外に言い足りない点は、私が提出しましたいろいろな資料を通して、是非読んでいただきたい、知っていただきたいと思ひます。以上です。

証人は、遺骨の返還について、どのような形で行われるのがいいとお考えなんでしょうか。

このことは、遺族と共に相談して決めなければならぬことです。私の個人の考えを申し上げたいと思ひます。まずは、祐天寺に置いてある遺骨一つ一つに名前を書いていただきたいということです。そして、死亡原因は浮島丸爆沈事件によるというふうには記録してもらいたいと思ひます。それがなされた後に、私は遺族たちと遺骨返還の方法などについて話し合ひをしたいと思ひておひます。

（以上 遠山みか）

京都地方裁判所第一民事部

裁判所速記官

中島

ケ

裁判所速記官

遠山

み

